

## 富良野市議会基本条例達成度評価シート

番号	富良野市議会基本条例文	評価	評価の理由・意見等
第1条 (目的)	この条例は、二元代表制における富良野市議会（以下「議会」という。）及び富良野市議会議員（以下「議員」という。）の役割などを明確化するとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、富良野市民（以下「市民」という。）の負託に応え、市の発展及び市民の福祉の増進を目的とする。	E	評価の該当なし
第2条 (議会の活動原則)	議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正公平、透明性を重視し、市民に開かれた議会運営に努めること。	B	
	(2)多様な市民意思の把握に努め、議会として政策立案、政策提言機能の充実強化を図ること。	B	
	(3)議会としての合意形成を目指し、議論を尽くすこと。	B	
	(4)情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯等を市民に対し説明を行うこと。	B	
第3条 (議員の活動原則)	議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)市民の代表として、広く市政に関し、多様な市民意思の把握に努めること。	A	
	(2)常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得るよう努めること。	A	
	(3)議会の構成員として、市民全体の福祉の増進のために活動すること。	A	
第4条 (会派)	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	A	
	2 会派は、理念、政策等を共有する議員で構成し、活動する。	A	
	3 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で協議し合意形成に努めるものとする。	A	
第5条 (災害時の議会の役割)	議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要 な予算を迅速に決定するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう努める ものとする。	A	
第6条 (情報公開と市民参加の推進)	議会は、積極的に市民に対する情報の発信及び市民との情報の共有に努めるとともに、 市民に対し十分に説明責任を果たすものとする。	B	
	2 議会は、本会議、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会（以下「委員会」 という。）を原則公開とする。	B	
	3 議会は、本会議の会議録を公開するとともに、委員会の概要について、議会広報、 ホームページ等を使って公開するものとする。	B	
	4 議会は、請願及び陳情を審査するに当たって、提出者の意見を聴く機会を設けるよ う努めるものとする。	A	

	5 議会は、議会への市民参加を進めるために、次のとおり活動する。		
	(1)市民への説明責任を果たすため、議会報告会を開催する。	A	市民の意見聴取・分析・政策提言への仕組みが出来ていない。若い人へのアプローチ必要。
	(2)市民と議員が自由に情報や意見を交換する議会とまちづくりトーク（以下「まちづくりトーク」という。）を開催する。	D	申し込みが無かった。周知が必要。
	(3)その他、必要に応じて広く市民の声を聴くよう努めるものとする。	B	
	6 前項の議会報告会及びまちづくりトークに関することは、議長が別に定める。	E	
第7条 (議会広報の充実)	議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報伝達手段を用い広報活動に努めるものとする。	B	
第8条 (市長等との関係)	議会は、二代表制の下、市長及びその他執行機関（以下「市長等」という。）と、次に定めるところにより緊張ある関係の保持に努めるものとする。	A	
	(1)本会議における一般質問は、広く市政上の論点を明確にするため、再質問については一問一答方式で行うものとする。	E	
	(2)議長から本会議及び委員会への出席を要求された市長等は、議員の一般質問及びその他質疑に対してその主旨を確認することができる。	E	
	(3)議長から本会議及び委員会への出席を要求された市長等は、議員の政策提言及び提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	E	
第9条 (議会への説明等)	市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」という。）を立案し、又は変更するときは、計画等の論点を明確にし、その計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適切な報告に努めるものとする。	C	
第10条 (監視及び評価)	議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公正公平、効率的に行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	A	
第11条 (議決事件の拡大)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。	A	
第12条 (政策の立案及び提言)	議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等により、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	B	
第13条 (自由討議による合意形成)	議会は、議案等の審議又は審査において議員相互の自由な討議により議論を尽くし、合意形成を図るよう努めるものとする。	B	
	2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう議会の会議及び委員会を運営しなければならない。	B	
	3 自由討議に関することは、議長が別に定める。	E	

第14条 (議会改革の推進)	議会は、第2条に規定する議会の活動原則を強化するために、議会運営委員会の下で常に自らの改革に継続的に取り組むものとする。	B	
第15条 (議員研修の充実強化)	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に向け、議員研修の充実強化を図るものとする。	B	
第16条 (議会事務局の体制整備)	議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する能力の向上に努めるものとする。	E	
	2 議長は、議会事務局の体制を整備し、行政から独立した機関としての機能の向上に努めるものとする。	E	
第17条 (議会図書)	議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努め、適正に管理し運営するものとする。	C	
第18条 (議員定数)	議員定数は、社会情勢の変化などを考慮し市民の意思を反映するとともに、議会が持つ議事機関としての機能と行政監視機能を確保することを基本に判断するものとする。	E	
	2 議員が、議員定数の改正を提案する場合は、明確な改正理由を付して議会に提出するものとする。	E	
	3 議員定数は、別に条例で定める。	E	
第19条 (議員報酬)	議員が報酬の改正を提案する場合は、市民の意見を十分考慮するとともに、明確な改正理由を付して議会に提出するものとする。	E	
	2 議員報酬は、別に条例で定める。	E	
第20条 (議員倫理の明確化)	議員は、市民全体の代表として市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、常に良心と倫理性をもち、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	E	
第21条 (最高規範)	この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し又は改廃するに当たっては、この条例との整合を図らなければならない。	E	
第22条 (見直し手続)	議会は、議会運営委員会において、この条例の目的の達成について検証するものとする。	D	
	2 議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正が必要な場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。	E	

A:十分達成した。実施した。

B:概ね達成した。要努力・工夫。

C:不十分。今後努力を要する。

D:実施していない。

E:評価の該当なし。